

平成21年度国民健康保険税特別徴収（年金からの天引き）のお知らせ

～平成21年度国民健康保険税の特別徴収は4月から開始します～

平成20年度国民健康保険税が特別徴収（年金からの天引き）になっている人については、今年の2月分と同額の国民健康保険税を今年の4月の年金支給分から、特別徴収させていただきます。

4月、6月、8月までの特別徴収分は前年所得が反映されないため、4月上旬に送付します「国民健康保険税特別徴収（仮徴収）額決定通知書」で通知させていただく金額を特別徴収させていただきますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。注：6月分、8月分の仮徴収額は下記の「平準化」を参照してください。

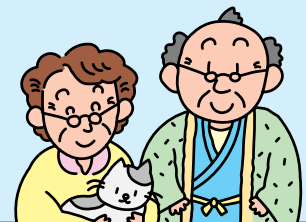
また、平成21年度の国民健康保険税の確定額（前年所得を反映）を記載した「国民健康保険税納税通知書」は、7月上旬に送付します。10月以降の特別徴収分は、7月に決定した1年間の国民健康保険税額から、4月から8月までの特別徴収（仮徴収）した金額を差し引き、残りの額（本徴収）を10月・12月・翌年2月の3回に分けて、特別徴収させていただきます。

【年金支給月】



◆特別徴収（年金からの天引き）の条件（昨年10月より実施）

- ① 国民健康保険加入者全員が65歳から75歳未満の世帯
- ② 世帯主本人が国民健康保険加入者の場合
- ③ 介護保険料を特別徴収されている世帯主の年金が年額18万円以上で、その年金において介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えない場合
- ④ 世帯主の介護保険料が特別徴収になっている場合
- ⑤ 年金を担保に供していない場合



◎上記のすべての条件を満たしている場合のみ、世帯主の年金からの特別徴収となっていますが、年度途中で世帯主が75歳になられる世帯は全て普通徴収（納付書での納付もしくは口座振替）になります。（※昨年10月より特別徴収になっている人で平成21年度中に75歳になる人は全て普通徴収になります）また、世帯主の国民健康保険税の支払方法が既に口座振替で、かつ国民健康保険税の滞納がない場合は、引き続き口座振替になります。

注1）年度途中で特別徴収対象者の国民健康保険税が減額になった場合は普通徴収でのお支払い、増額になった場合は特別徴収と普通徴収の両方のお支払いになります。

注2）①～⑤の条件に当てはまらない人は、今年の7月から来年の2月まで普通徴収（納付書での納付もしくは口座振替）になります。

国民健康保険税の仮徴収額を平準化します

■6月分、8月分の仮徴収額の調整を行います。

4月、6月、8月の仮徴収額は原則、今年の2月分の本徴収額と同額となりますが、年度途中で普通徴収から特別徴収に切り替わった時、もしくは国保税の税率改定があった時など、このまま今年の仮徴収を行うと1年間の国保税が前半（仮徴収）もしくは後半（本徴収）にかたよってしまうことがあります。

そこで市では1年間通じて国保税の各特別徴収額ができるだけ均一になるように6月と8月の仮徴収額を調整（4月徴収額は前年度2月分と同額になります）し、特別徴収における国保税の平準化を行います。但し平準化を行うのは収入の変動が少ない年金収入のみの人です。また、平準化する前と後の差額が1,000円以下であれば、平準化は行いません。

※平準化しても年税額は変わりません。

【平準化計算例】 平成20年度(10月より特別徴収)及び平成21年度(4月より特別徴収)国保税年税額が同額 131,900円
 (年金収入のみ) 7月普通徴収 8月普通徴収 9月普通徴収 10月本徴収 12月本徴収 翌年2月本徴収
平成20年度 26,900円 15,000円 15,000円 25,000円 25,000円 25,000円
 (年税額 131,900円)

※2月本徴収額と同額で4月・6月・8月に仮徴収されます

平成21年度

1.平準化しない時
 (年税額131,900円)

4月仮徴収	6月仮徴収	8月仮徴収	10月本徴収	12月本徴収	翌年2月本徴収
25,000円	25,000円	25,000円	19,100円	18,900円	18,900円

※2月本徴収額と同額

6月・8月分
を調整します

2.平準化する時
 (年税額131,900円)

4月仮徴収	6月仮徴収	8月仮徴収	10月本徴収	12月本徴収	翌年2月本徴収
25,000円	20,400円	20,400円	22,100円	22,000円	22,000円

← 平成20年度年税額の約2分の1 → ← 平成21年度年税額
 - 平成20年度年税額の約2分の1 →
 ※100円未満の端数は10月にまとめます。

◎各期割額の計算方法

4月分25,000円(前年度2月分と同額)

6月分、8月分の各計算式 $H20\text{年度年税額}131,900 \div 2 = 65,950$ 65,900
 $(65,900 - 25,000) \div 2 = 20,450$ 20,400円

12月分、2月分の各計算式 $H21\text{年度年税額}131,900 - 25,000 - 20,400 - 20,400 = 66,100$
 $66,100 \div 3 = 22,033$ 22,000円

10月分の計算式 $66,100 - 22,000 - 22,000 = 22,100$ 円

★上記の例では6月もしくは8月の仮徴収額の平準化する前と後の差額が1,000円を超えているので、平準化を行います。

こんな時には14日以内のお届けを

■3月、4月は異動が多く見受けられます。国保の加入・脱退の届け出は、市役所国保年金課国保係へ必ず14日以内に行ってください。(注：勤務先からは国保から社会保険等との切り替えの連絡はありません)

こんなとき		必要なもの	
国保に加入するとき	市外から転入したとき	印鑑	追加加入の場合は保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険等資格喪失証明書	
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書	
	子どもが生まれたとき	印鑑	
国保をやめるとき	市外へ転出するとき	印鑑、保険証、医療証	
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証、職場の健康保険証、医療証	
	加入者が死亡したとき	印鑑、保険証、医療証	
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、医療証、保護開始決定通知書	

こんなとき	必要なもの
転居したり、世帯主や氏名が変わったり、世帯を分けたり一緒にしたとき	印鑑、保険証、医療証
就学や施設入所のため、別の保険証が必要なとき	印鑑、保険証、就学のときは学生証(在学証明書)、施設入所(在園)証明書
保険証をなくしたとき	印鑑、運転免許証やパスポートなどの世帯主本人であることが確認できるもの、(世帯主以外の場合は委任状)
交通事故などのために、国保で治療を受けたいとき	印鑑、保険証、交通事故証明書
退職者医療制度の対象に該当したとき(65歳未満)	印鑑、保険証、年金証書

■加入の届け出が遅れると、…①保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。②加入資格を得た(社会保険等を喪失した)時点までさかのぼって国保税を納めることになります。

問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線424、425